

安全でコンパクトなまちづくりを進めるための取組について

頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制

（開発許可の見直し）

<災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<浸水ハザードエリア等>

-**市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

区 域	対 応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域 開発許可を原則禁止
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域 開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域



◆立地適正化計画の強化

（防災を主流化）

-立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「**防災指針**」の作成

- 〔避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等〕

【都市再生特別措置法】

◆災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による防災移転計画

- 〔市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等〕

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））

【都市再生特別措置法】

市街化調整区域

市街化区域

居住誘導区域

災害レッドゾーン

浸水ハザードエリア等

- | | | |
|------|-------|--|
| 令和元年 | 7月 | 都市計画基本問題小委員会 中間とりまとめ
～安全で豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりの更なる推進を目指して～ |
| | 10月 | 令和元年東日本台風（台風19号） |
| 令和2年 | 1月27日 | 都市計画基本問題小委員会(法改正等の内容説明) |
| | 2月07日 | 改正法案 閣議決定
～「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」～ |
| | 5月15日 | 改正法案 衆議院可決 |
| | 6月03日 | 改正法案 参議院可決 |
| | 6月10日 | 改正法公布 |
| | 9月07日 | 改正法施行（開発許可関係を除く）、政省令、都市計画運用指針改正 |
| 令和3年 | 10月 | 居住誘導区域から災害レッドゾーン原則除外の改正政令施行（予定） |
| 令和4年 | 4月 | 開発許可関係の改正法施行（予定） |

都市再生特別措置法等の改正（令和2年6月10日公布、令和2年9月7日一部施行）により、安全なまちづくりの推進を図るための防災指針の作成等や魅力的なまちづくりの推進を図るための居住環境向上用途誘導地区等が措置されたこと、及び都市計画基本問題小委員会の提言（中間とりまとめ（令和元年7月））を踏まえた改正。

都市再生特別措置法等の改正（安全なまちづくりの推進）

● 防災まちづくりの推進（IV-1-3 立地適正化計画 他）

- ・ 頻発・激甚化する自然災害への対応として災害リスクを踏まえた防災まちづくりの目標を設定し災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進める必要がある。
- ・ 人口・住宅、生活支援施設の分布等の現状と将来の見通しと災害のハザード情報を重ね合わせるなどの災害リスクの分析を行うことが望ましい（浸水深が大きく浸水継続時間が長期に及ぶ地区や氾濫により家屋倒壊等のおそれがある地区など特にリスクの大きな地区が存在しうることに留意が必要である）。
- ・ 災害リスクを踏まえて誘導区域の設定を行い、区域内に災害ハザードエリアが残存する場合には必要な防災・減災対策を防災指針として定めることが必要である。また、防災指針には、まちづくりにおける総合的な防災・減災対策を効果的に組み合わせることが必要である。
 - ・ 開発規制や立地誘導等の土地利用方策や移転の促進
 - ・ 土地や家屋の嵩上げ、交通ネットワーク等の機能強化
 - ・ 避難路・避難場所の整備、避難誘導案内板の設置等
 - ・ 地区防災計画の検討・作成
 - ・ 地域の防災まちづくり活動支援やタイムラインの作成を支援する地域とのリスクコミュニケーション
- ・ 居住誘導区域外に現に生活している居住者の安全を確保するための取り組みも併せて検討することが必要である。
 - ※この他、防災指針に即した土地区画整理事業及び宅地被害防止事業の考え方も追記

● 開発許可の厳格化（IV-3 開発許可制度について）

- ・ 頻発・激甚化する自然災害を踏まえ災害リスクの高いエリアにおける新たな開発行為の抑制やコンパクトシティ形成のための手段として開発許可制度は厳格な運用が望まれている。
- ・ 市街化調整区域における開発許可については、災害の防止等の観点から開発行為が行われても支障がない区域であるか等について総合的に勘案すると同時に市街化を抑制すべき区域であるという原則にも留意して行うべきである。
- ・ 開発許可に関する事務の効果的な運営を図るため、洪水・土砂災害等災害ハザードエリア担当部局等の連絡調整の円滑化を図ることが望ましい。

● 居住誘導区域等権利設定等促進計画による移転の促進

（IV-2-4 立地適正化計画に基づく措置 他）

- ・ 災害ハザードエリアから誘導区域に住宅や施設を移転する場合に、市町村が主体となって移転元の住民等と移転先の土地・建物の所有者等の意見を調整した上で居住誘導区域等権利設定等促進計画を作成することができる。
- ・ 災害リスクが高く、移転の必要性が高い一方でその調整が滞っているような場合は市町村がコーディネートする形で円滑に移転が進むよう制度の活用を積極的に検討することが考えられる。また実施に当たっては、移転に係る財政上の支援制度を活用することが考えられる。
- ・ 計画の対象となる土地についての所有者探索のため、固定資産税の課税や地籍調査の実施に関して知り得た所有者情報の積極的な活用が考えられる。

都市再生特別措置法等の改正(魅力的なまちづくりの推進)

● 居住エリアの環境向上(IV-2-1 土地利用 他)

- ・ 居住環境向上用途誘導地区は、居住誘導区域内において、居住環境向上施設に限定して用途規制や容積率の緩和を行う一方、それ以外の建築物については、従前どおりの規制を適用することにより、居住環境向上施設を有する建築物の建築を誘導することを目的とする地域地区である。
- ・ 居住環境向上施設として、地域住民を対象にした比較的小規模な病院等の医療施設、日用品を扱う比較的小規模な店舗、専ら近隣に居住する者の利用に供するコワーキング施設等が考えられる。
- ・ 誘導施設と居住環境向上施設の両施設の適切な立地誘導を図るため、立地適正化計画には規模を明確に区分して記載することが必要である。
- ・ 本制度は、居住環境向上施設について新築・建替え等の個別具体の構想がない段階で当該施設を誘導したいという趣旨を事前明示するために設定されることが想定されるが、個別具体の構想が決まってから当該地区を設定することも可能である(例えば、老朽化した医療施設、福祉施設の建て替え・増築等)。
- ・ 居住環境向上用途誘導地区を定める際には、既存の用途地域の趣旨を踏まえ、建築規制の緩和が住環境や景観に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、地域住民等の意向に十分配慮すべきである。

● 老朽化した都市計画施設の改修(IV-1-3 立地適正化計画)

- ・ 居住や都市機能の誘導と併せて老朽化した都市計画施設のバリアフリー化等の計画的な改修を進めることが必要である。
- ・ 改修が必要となる都市計画施設について一括して都道府県と協議することが可能であり、通常の都市計画事業と同様に都市計画税を充当することが可能である。
- ・ 計画的な改修を推進する観点からインフラ長寿命化基本計画に基づく個別施設計画等との整合を図るべきである。

● 居住誘導区域外の跡地利用(IV-1-3 立地適正化計画)

- ・ 居住誘導区域外の跡地を緑地や広場、菜園等の住民のコミュニティ形成の場や、地域の防災機能を高めるための空間として整備し、居住誘導区域内とは異なる多様なライフスタイルを実現する場として利活用を図るため、跡地等管理区域として定めることが考えられる。
- ・ 地域住民等が利活用する上で必要な緑地や広場、休憩施設、地域の防災に資する施設等を整備する際は、跡地等管理区域協定において、これらの施設の整備について定めるほか、必要に応じて整備後の点検や維持修繕等の管理措置について指針に定めることが考えられる。

● 農業の利便増進と調和した良好な居住環境の確保

(IV-2-1 土地利用)

- ・ 農業の利便の増進と調和して、農と住が一体となった良好な居住環境を確保するために地区計画を活用することができる。
- ・ 地区整備計画に、良好な居住環境を確保するため必要な土地の形質の変更、土砂や廃棄物・再生資源の堆積についての制限を定めることができる。
- ・ 地区計画の区域内の農地は地区整備計画において、地区計画農地保全条例の制限の対象となる農地とすることができる。
- ・ 地区計画農地保全条例と生産緑地地区は重ねて定めることが可能であり、その場合には、地区計画農地保全条例及び生産緑地地区の両方の許可基準を満たさなければならない点に留意する必要がある。
- ・ 許可申請に係る建築等の規模が令第36条の6で定める規模の範囲内に収まっている場合であっても、実際には、一体的な開発を分割して行おうとする許可申請であることも想定される。このため、許可を行うに当たっては、実質的に一体性のある開発となっていないことを確認することが必要である。
※その他、条例に定める事項や関連税制の適用について記載

都市再生特別措置法等の改正(その他)

● 立地適正化計画の共同作成(IV-1-3 立地適正化計画)

- ・ 複数の市町村で広域生活圈等が形成されている場合や広域都市計画区域が構成されている場合は、複数の市町村が共同・連携して計画を作成することが望ましい。
- ・ 市町村都市再生協議会を関係市町村が共同して開催し相互に必要な調整を図ること、都道府県が市町村都市再生協議会に参画し、広域の見地からの調整を図ることが考えられる。

● 都市計画基礎調査の活用(VI 都市計画基礎調査)

- ・ 立地適正化計画の検討に当たっては、都市計画基礎調査等の客観的データに基づき分析・把握を行うことが必要である。
- ・ 都市計画基礎調査の結果を都道府県が市町村に通知する際は、GIS(地理情報システム)利用環境の普及に伴い、データの集計・分析等に適する形での送付が望ましい。

都市計画基本問題小委員会 中間とりまとめを踏まえた改正

● コンパクトシティの理解促進(IV-1-3 立地適正化計画)

- ・ 居住誘導区域で講じられる特例措置が講じられないものの、立地適正化計画の取組みにより公共交通等が維持されることは郊外居住者の生活利便性の確保にも資すること等を示し、取組の意義の共有等を通じて、十分な住民の合意形成プロセスを経ることが重要である。

● 立地適正化計画の目標設定(IV-1-3 立地適正化計画)

- ・ 誘導区域内の人口密度や公共交通利用者等は積極的に位置づけるべきであり、地価や歩行量など住民が実感しやすい目標についても設定することが有効である。この際に、客観的なデータに基づき合理的な目標値の設定とすることが重要である。

● 居住誘導区域の設定(IV-1-3 立地適正化計画)

- ・ 既に人口減少が進みつつある都市においては、居住誘導区域をいたずらに広く設定するべきではなく、人口動態、土地利用、災害リスク等を総合的に勘案した適切な区域設定が行われるべきである。

● 居住誘導区域外への目配り(IV-1-3 立地適正化計画)

- ・ 良好な自然環境に囲まれた豊かな生活などの新たなライフスタイルを実現する場ともなりうる地域であること等の地域特性を考慮し、あるべき将来像の構築、住民との価値観・ビジョンの共有に努めるべきである。

● 緑地・農地の適切な保全

(Ⅲ-3 自然的環境の整備又は保全について 他)

- ・ 自然的環境が有する雨水の流出抑制等のグリーンインフラとしての機能を評価し緑地や農地を適切に整備、保全を図ることが必要である。
- ・ 生産緑地は市街地の無秩序な拡大の抑制のほか、防災・減災、生物多様性の確保等の機能を有するとともに、地域のコミュニティ形成等地域のまちづくりに様々な効用をもたらすグリーンインフラであることから、地域の多様な主体と連携し、積極的に指定することが望ましい。

※グリーンインフラ推進戦略(R元.7公表)も踏まえた追記

防災タスクフォースの目的・役割について

防災タスクフォースの目的

- 頻発化・激甚化する災害に対して、被害を最小化するための施設整備や避難等の取組の充実に加え、**居住等の誘導を図る地域の安全を確保しつつ都市のコンパクト化を進めることが重要。**
- コンパクトシティ形成支援チーム（※）において、防災に関与する部局により**防災タスクフォースを設置し、市町村に対する省庁横断・ワンストップの相談体制として、防災指針の作成や防災指針に位置付けた施策推進等を支援する。**
（※）都市のコンパクト化と周辺の交通ネットワーク形成の実現に向けた取組が円滑に進められるよう、省庁横断的に市町村を支援する枠組み（H27.3設置）

防災タスクフォースの役割

- 防災指針の作成に当たっての考え方や、まちづくりにおける防災対策の検討・実施に当たってどのような知見や制度が活用できるかについて、ワンストップで相談対応。
- 防災指針の作成の手引き等を取りまとめるとともに、市町村による防災対策の検討・実施を各省庁の関係部局が連携して支援。
- 他の市町村が防災指針を作成するに当たり参考となるモデル都市の形成と横展開。

構成員(R2.7.10時点)

内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（防災計画担当）付	国土交通省 水管理・国土保全局下水道部流域管理官付
内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企画担当）付	国土交通省 道路局環境安全・防災課道路防災対策室
内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（普及啓発・連携担当）付	国土交通省 住宅局住宅政策課
消防庁 国民保護・防災部防災課	国土交通省 住宅局建築指導課建築物防災対策室
国土交通省 水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室	国土交通省 都市局都市安全課
国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課水防企画室	国土交通省 都市局都市計画課
国土交通省 水管理・国土保全局海岸室	国土交通省 都市局市街地整備課
国土交通省 水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	国土交通省 都市局街路交通施設課
	国土交通省 都市局公園緑地・景観課

1. 防災コンパクト先行モデル都市の選定及び計画作成支援

防災コンパクト先行モデル都市（17都市）の選定及び支援

- ・令和2年度中の防災指針の市民への提示や作成・公表を目標とする「**防災コンパクト先行モデル都市**」を第1回防災タスクフォース会議（R2.7.10）において15都市選定。第2回防災タスクフォース会議（R2.11.20）において2都市を追加し、**合計17都市**を選定。
- ・現地訪問による直接的なコンサルティングや打合せ（Web）を通じて、防災指針の検討内容への助言等により**防災の観点を取り入れた立地適正化計画**の作成・改定を支援

2. 防災指針作成のための技術的ガイダンスの作成

「都市計画運用指針」の改訂（R2.9.7公表）、「防災指針作成のためのガイドライン（立地適正化計画作成の手引きに増補）」の作成（R2.9.29公表）及び市町村への周知

- ・災害リスク分析の考え方や、課題を踏まえた取組の視点等を解説した、**防災指針作成のための技術的ガイダンス**を作成（都市計画運用指針、防災指針作成のためのガイドライン）
- ・全国の地方公共団体において実効性のある防災指針作成が進むよう、**WEB説明会**を実施し、手引きの内容について広く周知（569自治体、1538人が参加）

3. まちづくりにおける防災・減災対策の支援

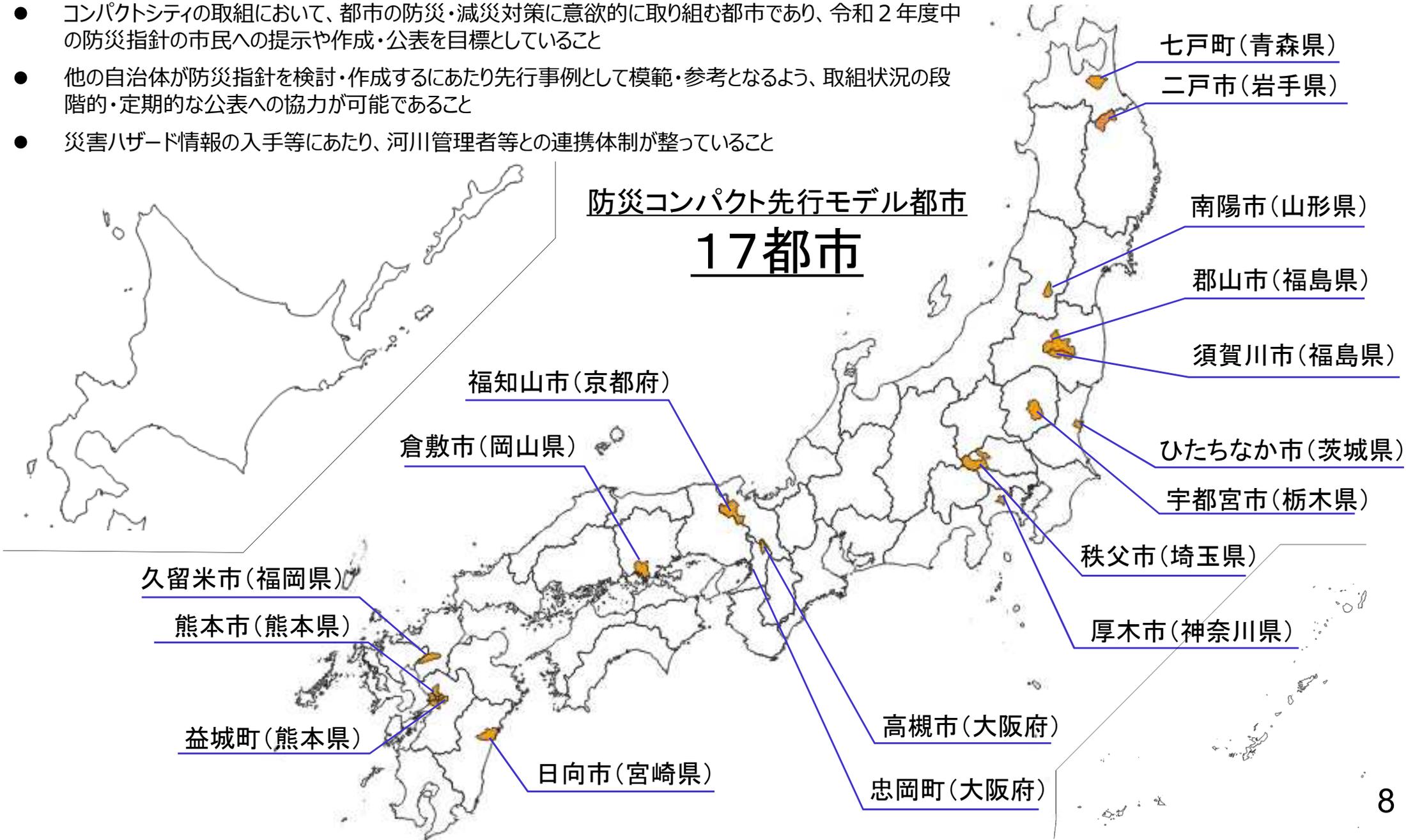
関係省庁・部局のまちづくりにおける防災・減災対策に係る支援施策のとりまとめ・公表

- ・第2回防災タスクフォース会議（R2.11.20）において、地方公共団体の防災・減災対策の検討に資するよう、関係省庁のまちづくりにおける**防災・減災対策に係る支援施策**をとりまとめ、公表

1. 防災コンパクト先行モデル都市（R2.11.20時点）

<選定の考え方>

- コンパクトシティの取組において、都市の防災・減災対策に意欲的に取り組む都市であり、令和2年度中の防災指針の市民への提示や作成・公表を目標としていること
- 他の自治体が防災指針を検討・作成するにあたり先行事例として模範・参考となるよう、取組状況の段階的・定期的な公表への協力が可能であること
- 災害ハザード情報の入手等にあたり、河川管理者等との連携体制が整っていること



都市再生特別措置法等の改正（令和2年6月10日公布、令和2年9月7日一部施行）により、安全なまちづくりの推進を図るための防災指針の作成等や魅力的なまちづくりの推進を図るための居住環境向上用途誘導地区等が措置されたこと、及び都市計画基本問題小委員会の提言（中間とりまとめ（令和元年7月））を踏まえた改正。

都市再生特別措置法等の改正（安全なまちづくりの推進）

● 防災まちづくりの推進（IV-1-3 立地適正化計画 他）

- ・ 頻発・激甚化する自然災害への対応として災害リスクを踏まえた防災まちづくりの目標を設定し災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進める必要がある。
- ・ 人口・住宅、生活支援施設の分布等の現状と将来の見通しと災害のハザード情報を重ね合わせるなどの災害リスクの分析を行うことが望ましい（浸水深が大きく浸水継続時間が長期に及ぶ地区や氾濫により家屋倒壊等のおそれがある地区など特にリスクの大きな地区が存在しうることに留意が必要である）。
- ・ 災害リスクを踏まえて誘導区域の設定を行い、区域内に災害ハザードエリアが残存する場合には必要な防災・減災対策を防災指針として定めることが必要である。また、防災指針には、まちづくりにおける総合的な防災・減災対策を効果的に組み合わせることが必要である。
 - ・ 開発規制や立地誘導等の土地利用方策や移転の促進
 - ・ 土地や家屋の嵩上げ、交通ネットワーク等の機能強化
 - ・ 避難路・避難場所の整備、避難誘導案内板の設置等
 - ・ 地区防災計画の検討・作成
 - ・ 地域の防災まちづくり活動支援やタイムラインの作成を支援する地域とのリスクコミュニケーション
- ・ 居住誘導区域外に現に生活している居住者の安全を確保するための取り組みも併せて検討することが必要である。
※この他、防災指針に即した土地区画整理事業及び宅地被害防止事業の考え方も追記

● 開発許可の厳格化（IV-3 開発許可制度について）

- ・ 頻発・激甚化する自然災害を踏まえ災害リスクの高いエリアにおける新たな開発行為の抑制やコンパクトシティ形成のための手段として開発許可制度は厳格な運用が望まれている。
- ・ 市街化調整区域における開発許可については、災害の防止等の観点から開発行為が行われても支障がない区域であるか等について総合的に勘案すると同時に市街化を抑制すべき区域であるという原則にも留意して行うべきである。
- ・ 開発許可に関する事務の効果的な運営を図るため、洪水・土砂災害等災害ハザードエリア担当部局等の連絡調整の円滑化を図ることが望ましい。

● 居住誘導区域等権利設定等促進計画による移転の促進

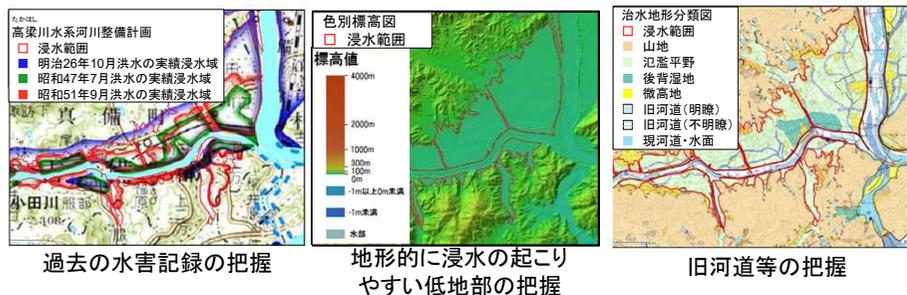
（IV-2-4 立地適正化計画に基づく措置 他）

- ・ 災害ハザードエリアから誘導区域に住宅や施設を移転する場合に、市町村が主体となって移転元の住民等と移転先の土地・建物の所有者等の意見を調整した上で居住誘導区域等権利設定等促進計画を作成することができる。
- ・ 災害リスクが高く、移転の必要性が高い一方でその調整が滞っているような場合は市町村がコーディネートする形で円滑に移転が進むよう制度の活用を積極的に検討することが考えられる。また実施に当たっては、移転に係る財政上の支援制度を活用することが考えられる。
- ・ 計画の対象となる土地についての所有者探索のため、固定資産税の課税や地籍調査の実施に関して知り得た所有者情報の積極的な活用が考えられる。

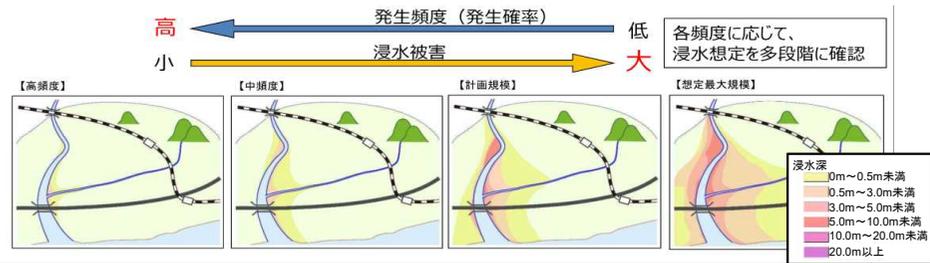
2. 「防災指針作成のためのガイドライン(立地適正化計画作成の手引き)」の概要

① 災害ハザード情報の収集、整理

○ あらゆる情報から災害リスクの高い箇所を把握

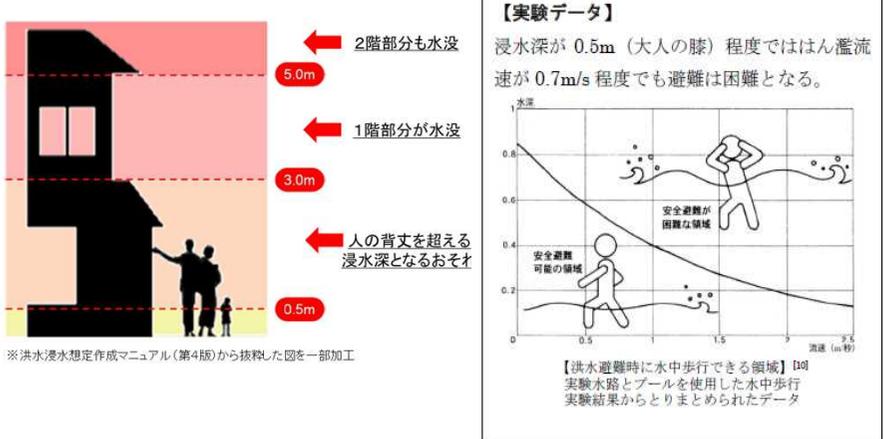


○ 中頻度、高頻度の浸水想定についても併せて確認



② 災害リスク分析と災害リスクの高い地域の抽出

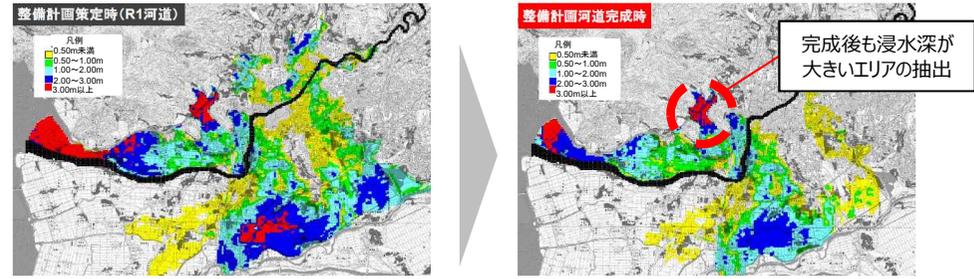
○ ハザード情報がどのような被害につながるのかについて客観的、科学的知見として示されているデータ等の活用



○ 「浸水ナビ」を活用し、浸水範囲の時間的な拡がりや浸水深を確認

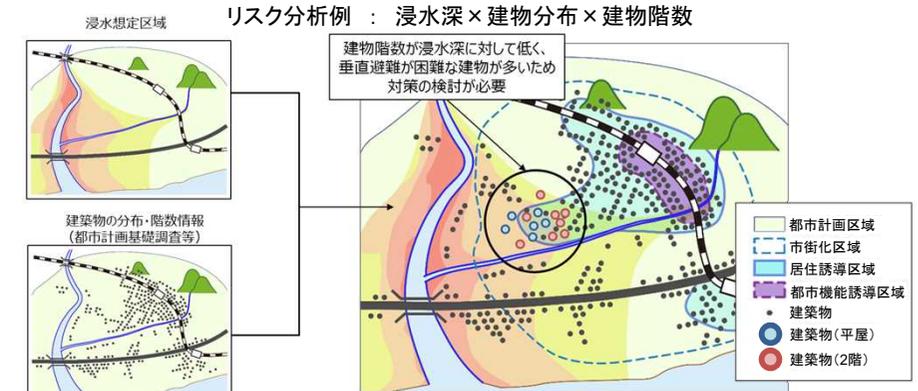


○ 河川整備の将来の見通しを踏まえた浸水範囲や浸水深を確認



○ ハザード情報と都市の情報を重ね合わせて災害リスクを分析

ハザード情報	都市の情報	分析の視点
浸水深	建物分布	建物階数
浸水深	病院、福祉施設等	避難所分布
浸水到達時間	人口分布	避難場所の備蓄が足りるか
浸水継続時間		

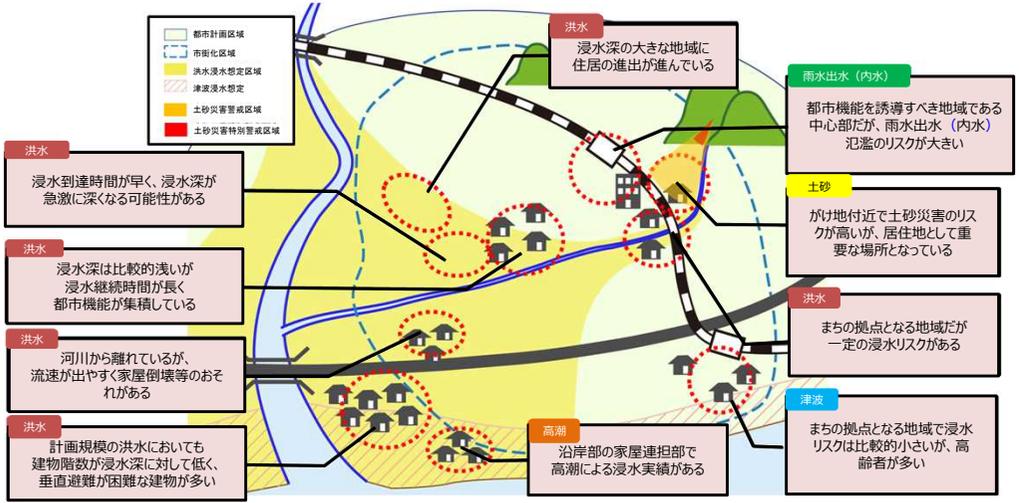


2. 「防災指針作成のためのガイドライン(立地適正化計画作成の手引き)」の概要

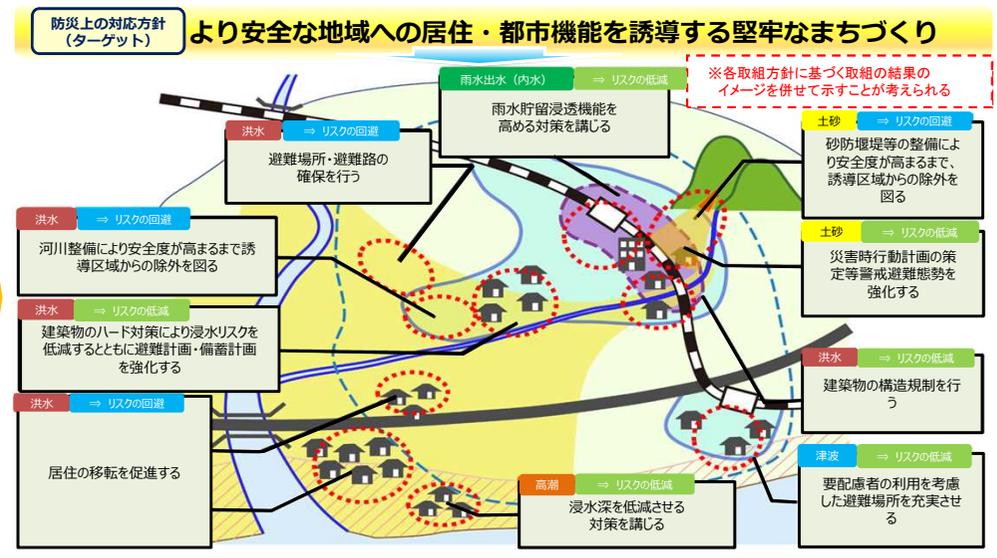
③ 防災まちづくりの将来像、取組方針の検討

○ 地区ごとの防災上の課題を踏まえ、災害リスクの回避の対策と災害リスクの低減の対策（ハード、ソフト）を組み合わせた取組方針を決定

課題整理の例



防災上の対応方針(ターゲット)と将来像、地区ごとの取組方針の例



対応方針を踏まえた具体的な取組の考え方

取組方針と対策の分類	考えられる具体的な取組の例
災害リスクの回避の対策 ・災害時に被害が発生しないようにする(回避する)ための取組	・開発規制、立地誘導、移転促進 ・土地区画整理事業による宅地地盤の嵩上げ(一帯の浸水解消) ・二線堤の整備(氾濫水が及ぶ範囲の制御) 等
災害リスクの低減の対策(ハード) ※対策の程度によっては災害が防止される場合も想定される ・雨水貯留施設の整備、(市町村管理の)河川や下水道の整備等による浸水対策や土砂災害防止のための砂防施設の整備等	・下水道の整備、雨水貯留浸透施設の整備や田んぼ、ため池、公園等の既存施設の雨水貯留への活用 ・土地や家屋の嵩上げ、建物のピロティ化による浸水防止 ・(市町村管理河川の)堤防整備、河道掘削(引提)による流下能力向上 ・土砂災害防止のための法面対策、砂防施設の整備 ・住居・施設等の建築物の浸水対策(止水板の設置等) ・避難路・避難場所の整備 等
災害リスクの低減の対策(ソフト) ・氾濫の発生に際し、確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための対策	・浸水深が一定の深さ以下であり浸水時にも利用可能な避難路のネットワークの検討・設定や、交通ネットワーク、ライフラインの機能強化 ・早期に避難できる避難場所の一定の距離での配置や案内看板の設置 ・地域の防災まちづくり活動の支援、マイ・タイムライン作成の支援(リスクコミュニケーション) ・地区防災計画の検討・作成 等

④ 具体的な取組、スケジュール、目標値の検討

○ 短期(概ね5年程度)、中期(概ね10年程度)の達成目標を市民に分かりやすい定量的な目標として設定

実施	重点的に実施する地域	実施主体	実現時期の目標		
			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
災害リスク回避	住居の移転	○○地区	国	→	→
	開発規制	××地区	県・市	→	→
	届出・勧告による立地誘導	居住誘導区域外(ハザードエリア外)	市	→	→
	宅地嵩上げの補助	居住誘導区域内	市	→	→
	止水板の設置	都市機能誘導区域内	市・事業者	→	→
	災害危険区域の指定	居住誘導区域内(ハザードエリア内)	市	→	→
	下水道整備	市街化区域内	市	→	→
	避難場所設置(防災公園等)	●●地区	市	→	→
	避難路整備	△△地区	市	→	→
	マイ・タイムラインの作成	市全域	市・住民	→	→
災害リスク除去・低減	避難計画の見直し	■地区・◇地区	市・住民	→	→
	雨水排水ポンプの整備	市全域	県	→	→
	河川整備(中小河川)	市全域	県	→	→
	河川整備(大河川)	市全域	国	→	→

【整備(取組)目標(例)】
 ■宅地嵩上げの進捗を令和●年度までに○○%、令和●年度までに○○%とする。
 ■避難路の整備率を令和●年度までに○○%とする。
 ■地区ごとの避難行動計画の作成率を令和●年度までに100%とする。

【効果目標(例)】
 ■洪水浸水想定区域(想定最大規模)における居住人口を令和●年度までに○○人とする。
 ■洪水浸水想定区域(想定最大規模)の浸水深3m以上における居住人口を令和●年度までに○○人、令和●年度までに○○%とする。

3. まちづくりにおける防災・減災対策に係るパッケージ支援施策

- 既存制度
- 令和3年度概算要求において拡充要求の施策(青字)

施策等の名称	支援種別	概要	防災・減災対策の種類
1. 計画策定に係る支援			
コンパクティシティ形成支援事業	予算	○ 立地適正化計画(防災指針)の策定・変更など計画策定や、災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査に必要な経費を補助	・ 計画策定
2. 居住・施設の移転に係る支援			
居住誘導区域等権利設定等促進事業(防災移転計画の作成)	制度	○ 災害ハザードエリアからの住宅又は施設の移転に対して、市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、これを公告することで、計画に定めた所有権、賃借権等が設定又は移転され、権利設定を市町村が一括で登記が可能	・ 施設移転 ・ 住居移転
防災集団移転促進事業	予算	○ 自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域内にある住居の集団的移転を促進するため、移転先となる住宅団地の造成や、移転者の住宅建設等に伴う住宅ローンの子相当額、移転経費の補助に要する経費等を補助	・ 住居移転
都市構造再編集中支援事業(施設整備支援)	予算	○ 病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の災害ハザードエリアからの自主的移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備に対して費用を支援(民間事業者において、災害ハザードエリアから都市機能誘導区域内に施設を移転する場合、整備に係る補助対象事業費を1.2倍にかさ上げ) ● 防災指針に位置づけられた事業で災害ハザードエリアから移転する場合、都市機能誘導施設整備の支援要件を緩和	・ 施設移転
がけ地近接等危険住宅移転事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)	予算	○ がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に對して交付金を交付	・ 住居移転
3. 居住地の面的整備に係る支援			
宅地被害防止事業	制度	○ 宅地盤の活動崩落又は液状化の被害の防止を促進する事業(宅地被害防止事業)について立地適正化計画に記載公表した場合、宅地造成等規制法の業務を当該市町村が行うことができる	・ 盛土造成地の被害防止
宅地耐震化推進事業	予算	○ 大規模盛土造成地における活動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査に要する費用や、対策工事に要する費用を補助 ● 変動予測調査等に必要費用に対する交付率の嵩上げ(1/2、通常1/3)を延長	・ 盛土造成地の被害防止
都市再生区画整理事業	予算	○ 居住誘導区域内の浸水被害の防止・低減を図るため、立地適正化計画に位置づけた防災対策として実施する土地区画整理事業について、土地の嵩上げ費用を補助限度額の算定項目に算入することが可能	・ 土地の嵩上げ
住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)	予算	○ 防災指針に基づく総合的な浸水対策として実施する事業や高規格堤防の整備と連携した事業について、重点地区の対象に追加し重点的な支援や、公共施設用地の取得等への支援を拡充	住宅市街地の防災性向上 災害リスクのある場所を含む地区の住環境の整備
小規模住宅地区改良事業	予算	○ 地方公共団体が移転勧告等を行った住宅など不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が必要とされる地区における、住環境の整備改善又は災害の防止のための、不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅(小規模改良住宅)の建設、生活道路の整備等について補助	住宅市街地の防災性向上
4. 居住・施設等の整備に係る支援			
都市構造再編集中支援事業(施設整備支援)	予算	○ 持続可能な都市構造へ再編を図るため、立地適正化計画に基づく、都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組(避難所の改修等)等に対し支援 ● 医療・福祉施設等の整備にあたって、ビロティ化、止水板の設置及び電源設備の高層階設置等の防災対策を行う場合、補助対象事業費の上限額を引き上げ ● 立地適正化計画に基づく道路整備や都市開発事業等と一体的に実施され、災害時に防災拠点や一時滞在施設等にエネルギーを供給する分散型エネルギーシステムの整備を支援	・ 防災に資する施設整備
市街地再開発事業等	予算	○ 地区計画に定められている等一定の要件を満たす広場の整備について補助 ● さまざまなウォーカーカプアル区域等で実施される市街地再開発事業等において整備される広場等を補助対象に追加	・ 都市の防災性向上にも資する広場等整備
災害危険区域	制度	○ 津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止に必要なものを当該条例で定めることができる。	・ 住宅の防災性向上 ・ 建築物の誘導(災害ハザードエリアにおける立地抑制)
住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業、災害危険区域内建築物防災改修等事業)	予算	○ 土砂災害特別警戒区域内の既存建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を支援 ○ 住宅や建築物の耐震補強設計や耐震改修、建替え又は除却を支援 ● 災害危険区域を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物の安全性向上のため、建築制限に適合させる改修費用等の一部を補助する事業を追加	住宅市街地の防災性向上
地すべり等関連住宅融資(住宅金融支援機構)	融資	○ 地すべりや急傾斜地の崩壊による被害を受けるおそれのある住宅の移転又は代替住宅の建設等を行う際に必要な資金を貸し付け	・ 住居移転
フラット35地域活性化型(防災対策)(住宅金融支援機構)	金利優遇	○ 住宅の防災・減災対策に取り組み、国土強靱化地域計画や地域防災計画等を策定している地方公共団体による、雨水浸透施設や浸水防止用設備の対策への財政的支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げる	・ 住宅の防災性向上
建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン	技術資料	○ マンションの地下部分に設置されていた高圧受変電設備が冠水し、停電した事業を踏まえて作成された建築物における電気設備の浸水対策のあり方に係るガイドライン	・ 住宅の防災性向上

3. まちづくりにおける防災・減災対策に係るパッケージ支援施策

5. 避難施設・避難体制の整備に係る支援	
消防防災施設整備補助金	<p>○耐震性貯水槽や備蓄倉庫等の消防防災施設の整備に要する経費の一部を補助</p> <p>○避難地・避難路等の公共施設整備や、この周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災意識向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組について支援</p> <p>●新型コロナウイルス感染症拡大を契機として求められる対応として、避難場所に地する感染症対策に資する機能強化を支援対象化</p>
都市防災総合推進事業	<p>○地下街の安全点検や「地下街防災推進計画」の策定を支援するとともに、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修、浸水防じ対策等について支援</p> <p>●新型コロナウイルス感染症拡大を契機として求められる対応として、避難時の3密状態における感染リスクを下げるための換気設備及び開口部の改修を支援対象化</p>
地下街防災推進事業	<p>○避難地、避難路、広域防災拠点等となる都市公園の整備や、災害発生時に住民が安全に避難できるよう備蓄倉庫や耐震性貯水槽など災害応急対策施設の整備を支援</p> <p>●政令市等一定規模の都市や、地震の対策が必要な都市に加え、立地適正化計画を策定し、防災指針に基づく防災・減災地策に取り組み都市を対象都市に追加</p>
避難地となる防災公園の整備	<p>○都市公園のバリアフリー化を集中的かつ重点的に進め、施設の利用性や安全性の向上を図るとともに、災害時の避難等を円滑にし、地域の防災力向上を図る取組を支援</p> <p>●令和2年度末を期限としたバリアフリー法に基づく基本方針における整備目標の見直しを踏まえ、期間延長を行う</p>
都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業（バリアフリー化事業）	<p>○砂防事業と連携して実施する地方公共団体における重要物流道路等の土砂災害対策事業を支援</p>
土砂災害対策道路事業補助制度	<p>●地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに大規模災害時に大量に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をパッケージで重点的に支援</p>
地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	<p>○住民等が地区の防災計画を策定し、市町村へ提案できる計画制度であり、市町村防災会議において地域防災計画に反映される。</p>
地区防災計画	<p>○公園における雨水貯留施設の整備による災害低減、周辺の経済価値増進、生産性向上への寄与など緑が持つ多面的な効果に着目し、緑地・緑化等の創出・配置を図る取組を支援</p> <p>●防災指針等の防災・減災関連の計画と連携した取組について、補助対象事業に既存緑地の保全利用施設の整備を追加</p>
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	<p>○流域単位で、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等（準用河川の河川改修、移動式排水施設の整備、二線堤の整備等）を支援</p>
総合流域防災事業	<p>○既存の二線堤等、洪水が氾濫した場合における浸水範囲の抑制に有効な箇所を浸水被害軽減地区に指定することにより、当該土地に対する固定資産税及び都市計画税を減免</p>
浸水被害軽減地区の指定	<p>○河川への雨水の流出を抑制するための雨水貯留浸透施設の整備等を地方公共団体が実施するための費用を支援</p> <p>●特定都市河川浸水被害対策法に基づき、河川管理者、下水道管理者以外の地方公共団体又は民間企業による雨水貯留浸透施設整備に係る交付率を嵩上げ(1/2～1/3)</p> <p>●民間企業による雨水貯留浸透施設整備について、下水道区域のみでなく、下水道区域外におけるものも公布対象化</p>
雨水貯留浸透施設整備	<p>●流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、民間事業者等による雨水貯留浸透施設について、当該施設に係る固定資産税を非課税とする</p>
浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置	<p>○一定規模以上の雨水管、雨水ポンプ場、雨水貯留施設等の貯留・排水施設の整備にに対し交付金を交付（一定規模以上の浸水被害の実績がある地区等においては、通常よりも小規模な貯留・排水施設の整備やソフト対策についても交付）</p>
下水道事業に係る交付金（下水道浸水被害軽減総合事業）	<p>○浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区等における早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を集中的に支援</p>
下水道床上浸水対策事業	<p>○内水による深刻な影響を回避するため、河川事業と一体的かつ計画的に実施する下水道整備を集中的に支援</p>
事業間連携下水道事業	<p>○計画的な整備や適切な機能確保を図るため、大規模な雨水処理施設の設置又は改築を集中的に支援</p>
大規模雨水処理施設整備事業	<p>○浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法で規定する避難確保・浸水防止計画に基づき浸水の防止に資するために取得する浸水防止用設備（止水板、防水扉等）を支援</p>
浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	

6. 浸水リスクの低減のための施設整備等に係る支援	
グリーンプラン活用型都市構築支援事業	<p>○公園における雨水貯留施設の整備による災害低減、周辺の経済価値増進、生産性向上への寄与など緑が持つ多面的な効果に着目し、緑地・緑化等の創出・配置を図る取組を支援</p> <p>●防災指針等の防災・減災関連の計画と連携した取組について、補助対象事業に既存緑地の保全利用施設の整備を追加</p>
総合流域防災事業	<p>○流域単位で、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等（準用河川の河川改修、移動式排水施設の整備、二線堤の整備等）を支援</p>
浸水被害軽減地区の指定	<p>○既存の二線堤等、洪水が氾濫した場合における浸水範囲の抑制に有効な箇所を浸水被害軽減地区に指定することにより、当該土地に対する固定資産税及び都市計画税を減免</p>
雨水貯留浸透施設整備	<p>○河川への雨水の流出を抑制するための雨水貯留浸透施設の整備等を地方公共団体が実施するための費用を支援</p> <p>●特定都市河川浸水被害対策法に基づき、河川管理者、下水道管理者以外の地方公共団体又は民間企業による雨水貯留浸透施設整備に係る交付率を嵩上げ(1/2～1/3)</p> <p>●民間企業による雨水貯留浸透施設整備について、下水道区域のみでなく、下水道区域外におけるものも公布対象化</p>
浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置	<p>●流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、民間事業者等による雨水貯留浸透施設について、当該施設に係る固定資産税を非課税とする</p>
下水道事業に係る交付金（下水道浸水被害軽減総合事業）	<p>○一定規模以上の雨水管、雨水ポンプ場、雨水貯留施設等の貯留・排水施設の整備にに対し交付金を交付（一定規模以上の浸水被害の実績がある地区等においては、通常よりも小規模な貯留・排水施設の整備やソフト対策についても交付）</p>
下水道床上浸水対策事業	<p>○浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区等における早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を集中的に支援</p>
事業間連携下水道事業	<p>○内水による深刻な影響を回避するため、河川事業と一体的かつ計画的に実施する下水道整備を集中的に支援</p>
大規模雨水処理施設整備事業	<p>○計画的な整備や適切な機能確保を図るため、大規模な雨水処理施設の設置又は改築を集中的に支援</p>
浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	

■令和2年11月20日 第2回防災タスクフォース会議

- 防災タスクフォースの取組経過
- 防災コンパクト先行モデル都市の取組状況（災害リスク分析）
- パッケージ支援策
について情報共有

■令和2年12月～令和3年1月（予定） 第3回防災タスクフォース会議

- 防災コンパクト先行モデル都市の取組状況（災害リスクへの対応方針、具体的な取組案等）
について情報共有

■令和3年3月（予定） 第4回防災タスクフォース会議

- 防災コンパクト先行モデル都市の「防災指針」のとりまとめの状況
- パッケージ支援策（R3予算）
について情報共有

○令和3年3月頃（予定）

「立地適正化計画作成の手引き（防災指針作成のガイドライン）」のリバイス・公表
（モデル都市の事例を踏まえた内容の充実）

※「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会で作成するガイドラインの内容も踏まえて更新

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000059.html

背景・必要性

- 近年、各地で大水害が発生しており、今後、気候変動の影響により、さらに降雨量の増加や海面水位の上昇により、水災害が頻発化・激甚化することが懸念。
- このような気候変動により増大する水災害リスクに対して、堤防整備等の水災害対策の推進に加えて、土地利用や建築物の構造の工夫、避難体制の構築など、防災の視点を取り込んだまちづくりの推進が必要。
- このため、治水・防災部局とまちづくり部局が連携して、専門家、有識者の意見を伺いながら、水災害に対するリスクの評価及び防災・減災の方向性について検討。

検討項目

(1) まちづくりに活用できる水災害に関するハザード情報のあり方

- ・水災害対策や、災害の発生頻度に応じたリスク情報の整備
- ・各種ハザード情報の統合手法 など

(2) 水災害リスク評価に基づく、防災にも配慮したまちづくりの考え方

- ・地域の水災害リスクの評価手法
- ・地域の水災害リスクを踏まえたまちづくりの考え方 など

(3) 水災害対策とまちづくりとの連携によるリスク軽減方策

- ・地域の水災害リスクの評価内容に応じた防災・減災対策
- ・水災害リスクの高い地域からの移転の促進
- ・水災害リスクの軽減に資する取組を講じるインセンティブを付与する仕組み など

(4) 取組を進めるための連携のあり方

- ・治水・防災・まちづくり・建築部局の連携
- ・市町村の圏域を超えた広域調整 など



提言としてとりまとめ

委員一覧

【事務局】国土交通省 都市局、水管理・国土保全局、住宅局

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 ◎：座長、○：副座長

(敬称略、五十音順)

岡安 章夫	東京海洋大学海洋資源エネルギー学部門教授	○ 立川 康人	京都大学大学院工学研究科教授
小山内 信智	政策研究大学院大学教授	◎ 中井 検裕	東京工業大学環境・社会理工学院教授
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所教授	中村 英夫	日本大学理工学部教授
木内 望	建築研究所主席研究監	藤田 光一	河川財団河川総合研究所長

スケジュール

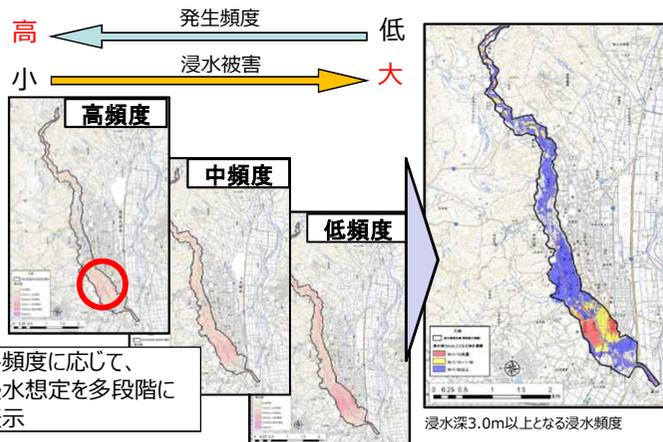
令和2年1月8日	第一回検討会
令和2年4月17日	第二回検討会
令和2年6月12日	第三回検討会
令和2年7月16日	第四回検討会
令和2年8月26日	提言とりまとめ
令和3年3月頃	ガイドラインとりまとめ

提言のポイント

(令和2年8月26日とりまとめ)

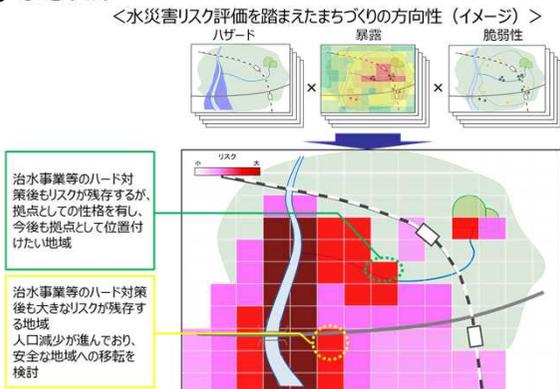
1. まちづくりに活用するための水災害に関するハザード情報のあり方

- 降雨の規模や施設の整備状況等に応じた、多段的なハザード情報を充実。
- 簡易手法を用いてハザード情報を早期に作成・公表。
- 地形の特性や過去の被害状況も勘案した浸水のしやすい地域の評価手法の開発。
- 利用者の視点に立ち、各種ハザード情報の重ね合わせや、浸水深、流速等の時系列情報を整備。



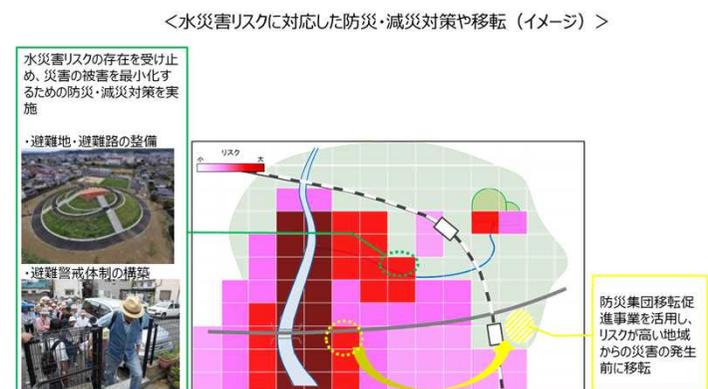
2. 水災害リスク評価に基づく、防災にも配慮したまちづくり

- ハザード情報に加えて、ハザードエリア内の人口や都市機能、災害対策の実施状況等をもとに、地域ごとに多面的にリスク評価。
- まちづくりを進める地域は、水災害リスクを可能な限り避けつつも、都市構造・機能上の必要性、都市の歴史的な形成経緯も考慮して決定。
- 水災害リスクを回避・軽減しつつ、一定程度のリスクがあることを認識し受け止めた上で、まちづくりに反映する必要。



3. 水災害対策とまちづくりとの連携によるリスク軽減方策

- 地域ごとの水災害リスクの評価内容、都市機能・防災上の重要性に応じた防災・減災対策を実施。
- まちづくりにおける防災・減災対策では地域のリスク低減に限界がある場合には、さらなる治水対策を検討。
- 防災・減災対策を実施したとしても相当のリスクが残存する地域については、当該地域からの移転を検討。
- 水災害リスクの軽減に資する取組を講じるインセンティブを付与する仕組みを検討。



4. 取組を進めるための連携のあり方

- 都市再生協議会・大規模氾濫減災協議会などの各種協議会の活用、関係者による情報共有・連携の体制の構築。
- 市町村を超えた流域・広域の観点からの水災害対策とまちづくりの検討。
- 水災害リスクの評価や防災・減災対策の内容について、行政・専門家が協力し、地域住民等に対するわかりやすい説明を行い、合意形成を図る必要。
- 国による市町村等への連携促進のための支援の実施。

提言を受けた国の対応

- ① 上記1～4の考え方や手法について、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を作成。(令和2年度中予定)
- ② 災害ハザード情報を地図上に3次元で表示。(令和2年度に30～40都市で先行実施)
- ③ 災害危険区域の活用事例等について地方公共団体に周知。(令和2年9月4日 事例集を発売)
- ④ 都市における水災害対策の促進に係る容積率緩和制度の活用について地方公共団体に通知。(令和2年9月7日 技術的助言を発売)